

薬生食監発 0805 第 1 号
令和 4 年 8 月 5 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

ふぐ処理者の認定要件の見直し状況及び都道府県等間のふぐ処理者の受入状況の調査
について (結果)

標記については、「ふぐ処理者の認定要件の見直し状況及び都道府県等間のふぐ処理者の受入状況の調査について (依頼)」(令和 4 年 1 月 18 日付け薬生食監発 0118 第 1 号)により調査へのご協力をお願いしたところですが、調査結果の概要を別添のとおり取りまとめるとともに、厚生労働省ホームページに一覧表を掲載しましたのでお知らせします。

現在、認定要件の見直しを検討中の都道府県等におかれましては、今回の調査結果も踏まえて見直しを進めていただき、見直しを行った場合には、当課まで報告願います。

また、都道府県等におけるふぐ処理者の認定要件の見直し状況及び都道府県等間のふぐ処理者の受入状況については、今後も定期的に調査を行うことを予定しております。

(参考)

○厚生労働省ホームページ「安全なフグを提供しましょう」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094363.html>

令和4年5月31日時点版

ふぐ処理者の認定要件の見直し状況及び都道府県間のふぐ処理者の受入状況の調査結果

(注：調査対象は47都道府県、調査結果は5月31日時点の状況)

1 ふぐ処理者の認定手続

	自治体数
条例	29
要綱	18

2 ふぐ処理者の認定手続の見直し状況

	自治体数
見直し済	36 [※]
見直し中(検討中)	11

※ うち、4自治体が令和5年度より試験開始、2自治体が試験開始未定

3 ふぐ処理者の認定方法

	自治体数
試験(学科+実技)	41 [※]
見直し中	6

※ うち、2自治体が講習会受講も必要

4 試験の受験要件

	自治体数	受験要件	自治体数
受験要件を設けていない	28		
受験要件を設けている	10	実務経験(従事証明)又は調理師免許	1
		その他(自治体内在住者、学校教育法第57条に規定する者等)	9
見直し中	9		

5 試験における認定基準の採用

	自治体数
採用済	39
未採用(見直し中)	8

6 認定基準を採用した他都道府県が認定したふぐ処理者の受入

	自治体数
受入可	39 [※]
未受入(見直し中)	8

※ うち、3自治体が令和5年度より受入開始